

千 公 互 第 4 4 号
令和 8 年 1 0 月 2 6 日

各 所 属 長 様

一般財団法人
千葉県公立学校教職員互助会理事長
(公印省略)

令和8年度までの給付金請求について（依頼）

当互助会の運営につきましては、日頃より御協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和9年度からの事業変更と電子申請システム（マイページ）導入に伴い、各給付の請求方法等も大きく変わります（詳細は別紙参照）。

給付金の請求時効は3年ですが、令和8年度までに事実発生した給付金については、**可能な限り令和8年度中に請求くださるよう**、所属内での周知に御協力をお願いします。

【互助会ホームページ関連記事】

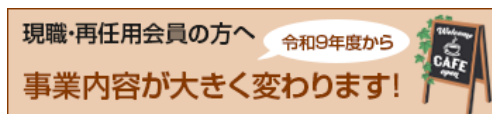
令和9年度から事業内容が大きく変わります！

URL https://chibago.jo.or.jp/news/change_business.php

Q R



※こちらのバナー画像が目印です。



【問合せ先】

一般財団法人 千葉県公立学校教職員互助会
TEL：043-223-4119